

## 感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれがないなりましたら、医師より裏面の「登園許可証」を記入してもらい、お子さんを登園させるようにしてください。

\* 次の病名のときは、登園を遠慮していただきます。

医師より「登園許可証」を記入してもらってください。

区分	病名	登園停止期間の基準
第2種	・ <del>インフルエンザ</del>	<del>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで</del>
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	・風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
	・咽頭結膜熱（アデノウイルス）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	・結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	・流行性結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・腸管出血性大腸菌（O-157, O-26）	医師により感染のおそれがないと認めるまで

\* 次の病名のときは、症状が重いときや発生や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

区分	病名
第3種 その他	・溶連菌感染症
	・ヘルパンギーナ
	・伝染性膿痂疹（とびひ）
	・RSウイルス
	・感染症胃腸炎
	・マイコプラズマ肺炎
	・伝染性軟そく腫（みずいぼ）
	・アタマジラミ
	・手足口病
	・伝染性紅班（リンゴ病）

○上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。

# 専門医様

現在、かかっている病気が治癒し、または軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、お手数でも保護者に保育園へ「登園してよい」旨の指導をお願いいたします。

また、下記の「登園許可証」にご記入をお願いします。

## 登園許可証

### 保護者記入欄

園	組	氏名
---	---	----

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団生活に支障がないと認められますので、下記の期日より保育園に登園して差し支えありません。

### 病名（主治医記入欄・・・該当に○をお願いします。）

感染症の区分	病名
第2種	<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ</li><li>・麻疹（はしか）</li><li>・流行耳下腺炎（おたふくかぜ）</li><li>・咽頭結膜熱（アデノウイルス）</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li><li>・百日咳</li><li>・風疹（三日はしか）</li><li>・水痘（水ぼうそう）</li><li>・結核</li></ul>
第3種	<ul style="list-style-type: none"><li>・流行性角結膜炎（はやり目）</li><li>・急性出血性結膜炎</li><li>・腸管出血性大腸菌（O-157、O-26 など）</li></ul>
第3種 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・溶連菌感染症</li><li>・手足口病</li><li>・マイコプラズマ肺炎</li><li>・伝染性膿痂疹（とびひ）</li><li>・RSウイルス</li><li>・感染性胃腸炎</li><li>・ヘルパンギーナ</li><li>・伝染性紅斑（りんご病）</li><li>・伝染性軟ぞく腫（みずいぼ）</li><li>・アタマジラミ</li></ul>

\* 第3種その他の感染症について

上記の病気にかかり、症状が重いときやそのときの発生や流行の大きさによって登園停止が望ましい場合は、保護者に説明のうえ、ご記入をお願いします。

登園しても良いと認められる月日 令和 年 月 日から

登園後の注意事項

令和 年 月 日

医療機関名

医師名